

判 例 研 究

任期途中で解任された取締役の
損害賠償請求権について

—— 東京地裁平成 27 年 6 月 29 日判決 ——

佐 藤 誠

1 事実の概要

本件は、取締役の任期を 10 年から 1 年に短縮する旨の定款変更決議が成立したことにより変更前の任期途中で退任したとされ、再任されなかった取締役らが、主位的には取締役としての地位の確認等を求め、予備的には会社法 339 条 2 項の類推適用により、本来の任期満了までの得べかりし取締役報酬相当額の損害賠償等を請求した事案である。⁽¹⁾

(1) 当事者

本件の被告 Y 株式会社（以下、「Y 社」とする。）は、平成 7 年に訴外 A により設立された。Y 社は、会社法上の公開会社ではない会社にあたる。A は設立以来、平成 20 年 7 月 10 日に死亡するまで Y 社の代表取締役を務めていた。平成 14 年に A の従兄弟である訴外 B が取締役役に就任し、以後 Y 社の役員構成は、代表取締役が A、取締役が A の弟訴外 C および B、監査役 X₁ となり、A の親族によって占められることとなったが、平成 20 年 5 月に A が入院するまでの間、取締役会が正式に開催されたことはなく、Y 社の経営に関する重要な事項は、ほとんど A が決定していた。

本件原告の一人である X₁ は、A の叔父に当たる人物であり、公認会計士および税理士の資格を有していたところ、Y 社設立時に A の要請を受

け、自己の経営する会計事務所において Y 社の経理業務を受託した。その後、さらに A からの要請を受け、平成 10 年には Y 社の監査役に就任した（在職期間平成 10 年 8 月 25 日より平成 20 年 5 月 24 日）。

本件のもう一人の原告 X₂ は、X₁ の子であり、平成 18 年 9 月に Y 社に従業員として入社していた。

(2) 原告らの Y 社取締役への就任から退任に至る経緯

平成 20 年 5 月 19 日から A は末期の膵臓がんのため入院したが、万一の場合に備えて、その妻である D の生活や Y 社の経営に必要な事項を決めておくために、同月 21 日、その病室に同社の株主でもある取締役 B、取締役 C、監査役 X₁、取締役選任予定の X₂、および監査役選任予定の D を呼び寄せて株主総会（以下、「本件株主総会」という。）を開催し、D を Y 社の監査役に選任する旨の決議、原告 X₁ および X₂ を Y 社の取締役に選任する旨の決議（以下、「本件取締役選任決議」という。）を行った。Y 社は、平成 20 年 5 月 24 日の株主総会において原告 X₁ および X₂ を取締役に選任する旨の決議がされたものとして、その旨登記している⁽²⁾。この当時、Y 社の発行済株式総数 1600 株中、1493 株を A が、残る 107 株を B が保有していた。

なお、Y 社の取締役の任期については、平成 17 年改正会社法が施行されて始めて開催された平成 18 年 8 月 30 日の Y 社定時株主総会において、取締役の任期を選任後 2 年以内から選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで伸張する旨の定款変更決議が行われていた。

その後、平成 20 年 7 月 10 日に A は死亡した。Y 社においては、その翌日の 11 日に取締役会を開催し、B を代表取締役に選定する旨の決議を行った。その後も Y 社の重要事項について決定する必要があるときは、B 及び原告らが出席の上で、随時取締役会を開催しており、X₂ は従業員兼務取締役であったが、平成 20 年 6 月および 7 月に昇格し、平成 21 年 7 月分まで数回の昇給もなされていた。なお、A の死後、その保有する Y 社

任期途中で解任された取締役の損害賠償請求権について

株式は、D が全て相続したが、その後、D の生活支援等の趣旨から、D 保有の Y 社株式のうち 493 株を B が、200 株ずつを X₁ および X₂ が、それぞれ一株 5 万円で買い取っている⁽³⁾。

しかし、その後、B と原告らとは、Y 社の経営等をめぐって意見が対立し、平成 22 年 11 月及び 12 月には、B が原告 X₂ に対して取締役から辞任するよう求めたが、X₂ はこれに応じなかった。

平成 23 年 1 月 20 日、Y 社は臨時株主総会を開催し、取締役の任期を選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時から、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時に短縮する旨の定款変更（以下、「本件定款変更」という。）の決議を行った。これにより、この時点で 1 年以上取締役の地位にあった原告 X₁ および X₂ は、同日付で Y 社の取締役から退任したものと扱い、X₁ および X₂ を再任せず、これらに代わる 2 名を新たに取締役に選任した。

(3) 原告らの取締役報酬について

Y 社は、平成 20 年 6 月分から平成 23 年 1 月分まで、毎月 X₁ につき 60 万円、X₂ につき月額 29 万 5000 円（なお、X₂ に対する実際の支給額は、その従業員部分の賃金と併せて合計 100 万円ないし 110 万円）を支払っていた。

(4) 原告らの請求について

原告 X₁ らは、主目的請求として、本件定款変更が行われたとしても、原告らがこれに同意しない限り、既に成立した原告と会社との間の委任契約関係を当然に変更する効力を有しないというべきであり、原告らが取締役の任期変更に同意したことはないから依然、原告らが被告 Y 社の取締役の地位にあるとの主張を前提に、① 原告らが取締役の地位にあることの確認、② 取締役の退任登記の抹消登記手続、③ 取締役の地位に基づき、未払いの取締役報酬とこれに対する遅延損害金の支払等を求めた。さらに、

予備的請求として、本件定款変更により原告らがY社の取締役を退任したことになるとしても、会社法339条2項の類推適用により、平成23年1月21日から本来の任期満了日である平成28年6月末日までの得べかりし取締役報酬相当額としてX₁につき3920万円、X₂につき1927万3333円の損害賠償とこれに対する遅延損害金の支払等を求めた。⁽⁴⁾

注

- (1) 判時2274号113頁(LEX/DB 25530434)。本判例の評釈として、中村信男「取締役の任期を短縮する定款変更による取締役の退任と会社法339条2項の類推適用(商事法判例研究第3回)」(法律のひろば69巻3号64頁)および、新商事判例便覧No.680/3186(旬刊商事法務2090号64頁)がある。本稿の執筆に際しては、とりわけ中村教授の判例研究に大きな示唆を得た。筆者は概ね中村教授の見解に賛成であるが、部分的に異なる(または補足的な)見解を有している。
- (2) 被告は、本件株主総会が物理的に開催されておらず本件取締役選任決議は不存在である旨主張しているが、被告が平成20年7月以降は原告らが取締役の地位にあることを前提として行動していたこと等諸般の事情からこの主張は退けられている。
- (3) この際、X₂の株式取得費用1000万円はY社から借り入れたものであり、X₂の給与から月額10万円ずつ相殺する形で返済することになっていた。しかし、平成23年1月以降、X₂はこれを返済していない。
- (4) 原告らの主位的請求のうち、X₂の使用人としての役職降格処分の無効等の主張については、一部を認容しているが、本稿では省略する。

2 判旨

争点(1) 原告らの取締役の地位確認について

原告らの主位的請求のうち、取締役としての地位確認については、本件定款変更により在任中の取締役にも変更後の定款が適用されると解するべきか否かによるところ、次のように判示した。

「取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に対して当然に適用される

任期途中で解任された取締役の損害賠償請求権について

と解することが相当であり、その変更後の任期によれば、すでに取締役の任期が満了している者については、上記定款変更の効力発生時において取締役から当然に退任すると解することが相当である。」

その理由として以下の点を挙げている。

「上記の定款変更は、取締役の解任と同様の効果を発生させるものであるところ、取締役はいつでも株主総会の決議によって解任することができる」とされており（会社法 339 条 1 項）、他方、定款変更によって当然に退任させられた取締役の保護は、解任の場合と同様に、損害賠償によって図れば足りるというべきだからである。」

この結果、原告らは、平成 23 年 1 月 20 日の本件定款変更により当然に退任したことになるとして、Y 社の取締役の地位にあることの確認請求を退けた。

争点 (2) 原告らの会社法 339 条 2 項類推適用による損害賠償請求について

本件のように任期を短縮する定款変更により、任期途中で退任することになった場合に、会社法 339 条 2 項の類推適用により損害賠償請求が可能であるか否かについては、以下のように判示した。

「会社法 339 条 2 項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、その趣旨は、取締役の任期途中で任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者についても同様に当てはまるというべきであるから、そのような取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法 339 条 2 項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求することができる」と解するべきである。」

このように、会社法 339 条 2 項の類推適用を認めただうえで、本件で原告

Xらを取締役に再任しなかったことについての正当な理由の有無について検討した結果、被告Y社が正当な理由として主張する事由について、「原告らを取締役として再任しなかったことにつき正当な理由があるという被告の主張はいずれも採用できず、その他にこれを認めるに足りる証拠はない。」として退けている。

さらに、原告Xらが被った損害について、Xらは「取締役を退任した日の翌日である平成23年1月21日から本件定款変更前の本来の任期の終期である平成28年6月末日までの間の得べかりし取締役報酬相当額が損害となる旨主張する」のに対して、次のように判示した。

「しかしながら、平成23年1月から平成28年6月までの5年5か月以上もの長期間にわたって、Y社の経営状況やXらの取締役の職務内容に変化がまったくないとは考えがたく、Xらが平成28年6月までの間に上記の月額報酬を受領し続けることができたことと推認することは困難であって、その損害額の算定期間は、Xらが退任した日の翌日から2年間に限定することが相当である。

以上によれば、Xらが取締役にも再任されなかったことによって被った損害額は、X₁につき1440万円(60万円×24か月分)、X₂につき708万円(29万5000円×24か月分)であると認められる。なお、上記損害賠償請求権は商行為によって生じた債権とはいえないから、その利率は民法所定の年5分の割合によるべきである。」

3 研究

(1) 取締役の任期に関する定款変更決議の在任中の取締役の任期の関係

取締役の任期の伸長または短縮にかかる定款変更決議が成立した場合に、在任中の取締役の任期が当該定款で定めた期間に変更されるのかが問題となる。取締役の任期を取締役の報酬と同様に、会社と取締役間の任用契約の内容となり、当事者双方を拘束すると考えると、原告らが主張するように取締役が個別に同意しない限り在任中の取締役の任期が当然に変更され

任期途中で解任された取締役の損害賠償請求権について
ることではないとも考えられる。⁽⁵⁾

本件判旨は、上述のように、任期変更後の定款は、在任中の取締役に對して当然に適用されると解し、その変更後の任期によれば、すでに取締役の任期が満了している者については、上記定款変更の効力発生時において取締役から当然に退任すると解することが相当であるとした。もっとも、その理由として、このような定款変更は、取締役解任と同様の効果を生じさせるものであるところ、取締役はいつでも株主総会の決議によって解任することができる（会社法 339 条 1 項）ことを挙げている。

しかしながら、これは、任期を短縮する定款変更が在任中の取締役に對して適用されるか、という問題に對して、これが当然に適用される結果解任と同様の効果を生じさせるという結論を先取りした理由付けであり、解任がいつでもできることを、任期短縮の定款変更の効果が在任中の取締役に当然に適用される根拠とみるべきではない。⁽⁶⁾

思うに、取締役の任期は、単に委任契約の内容ではなく、会社法の規定により定められるものであり、会社法の許容する範囲内で定款をもって伸長・短縮することができるに過ぎない（会社法 332 条）。また、定款変更の効力は、株主総会決議成立時に生じると解されており、取締役の任期を変更する定款変更決議もその成立時に生じ、在任中の取締役の任期は、変更後の定款上の任期となると解するのが自然である。

なお、平成 17 年改正会社法により公開会社でない株式会社では、定款により取締役の任期を選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで伸長することができることとされたが、その施行に伴う法務省通達によれば、「定款を変更して取締役の任期を短縮した場合には、現任の取締役の任期も短縮され、定款の変更時において既に変更後の任期が満了しているときは、当該取締役は退任することとなる（昭和 35 年 8 月 16 日付け法務省民事第四 146 号法務省民事局第四課長心得回答参照）。

また、定款を変更して取締役の任期を伸長した場合には、現任の取締役の任期も、特別の事情がない限り伸長される（昭和 30 年 9 月 12 日付け法

務省民事甲第 1886 号当職回答参照)。」とされ、実務上これにしたがって取り扱われている。本判決は、明示的に言及してはいないものの、この通達及びこれに基づく実務上の取扱いに準拠したものと評価できる⁽⁹⁾。

以上の点から、争点 1 に関しては、その理由付けに若干の疑問が残るものの、本判決の結論は妥当である。

(2) 本件への会社法 339 条 2 項の類推適用の可否について

本判決は、上記のように定款変更により任期が短縮され、変更後の任期に照らすと既に任期が満了することになる場合は、取締役は当然に退任することになると判示したが、その際、「定款変更によって当然に退任させられた取締役の保護は、解任の場合と同様に、損害賠償によって図れば足りるというべきだからである。」とも判示しており、会社法 339 条 2 項の類推適用を肯定している。同条の趣旨が本件のようなケースにも同様に当てはまることを理由としているのであるが、この点においてまず一つの疑問が生じる。

定款変更により任期が短縮された結果、退任の効果が生じるのは、変更後の任期が在任中の取締役にも適用されると解する以上、その取締役の任期は就任時から変更後の任期となるというべきであり、その結果、当該取締役の任期が「満了」するためであって、任期途中で解任された場合と当然のように同視すべきではない。

たとえば、当初任期 10 年で取締役に就任し、1 年を経過したところで定款変更により任期が 2 年に短縮された場合は、当該取締役は、退任することはなく、残り 1 年の任期満了まで取締役の地位は継続するが、2 年の任期が満了した後再任されなくても会社法 339 条 2 項の類推適用はないであろう。本来の任期が 2 年とされ、これを満了したからである。他方、3 年経過してから任期が 2 年に短縮された場合は、当然に退任となるが、本判決によると、会社法 339 条 2 項の類推適用により法的補償が与えられることになる。就任時は 10 年の任期であったにもかかわらず、定款変更がどの時点でなされたかによってこのような違いが生じるとすれば、あまり

任期中で解任された取締役の損害賠償請求権について

にバランスを失するように思われる。本件判旨は前者の場合にも会社法 339 条 2 項の類推適用を認めるのであろうか。

そもそも会社法は、任期満了後に取締役として再任されるであろうという期待を法的に保護するものではないはずであり、再任するか否かは株主総会の判断に委ねられるべきであるから、再任しないことに正当な理由が必要とされるものではない。⁽¹⁰⁾

にもかかわらず、本判決は、定款変更により当初の任期満了前に退任し、再任されなかった取締役に対して、「再任しない」ことに正当な理由がない限り会社法 339 条 2 項の類推適用を認める。

以上のように、会社法 339 条 2 項の類推適用は当然に認めるべきではないが、本件事案の特殊性に鑑みて類推適用を認めたとすれば、いかなる事実が要件となるかを検討しなければならない。また、類推適用を認めるとしても、会社が損害賠償の義務を負わないために必要な再任しないことの正当理由とは何かも検討を要する。

この点に関しては、本件事案に即した妥当な紛争処理という観点から、本件定款変更による取締役の任期短縮を、X らに対する事実上の取締役解任措置であるにとらえ、会社法 339 条 2 項の趣旨が当てはまると解する本判決のアプローチを支持する見解がある。⁽¹¹⁾ すなわち、本件事案においては、「① X らが Y 会社取締役就任前に行われた定款変更により 10 年に延長された任期を前提に同社取締役に選任されていること、② 故 A の保有していた Y 会社株式を承継した D から X らも同社の経営に関与する者として同社株式を取得し、同社の株主となったことで、合計で 600 株の同社株式を保有することとなった B との間で同社の経営管理の方法等について株主間契約とみることでもできる暗黙の合意が成立していると見ることができること、③ しかし、A の死亡後 B と X らとの間において Y 会社の経営を巡る対立が生じると、B が X らに対し取締役の辞任を求めていること、及び、④ その要請が X らによって拒否されると、その翌月に Y 会社において本件定款変更が行われ、X らについて取締役退任の処理を行っている⁽¹²⁾」という事情が認められ、これらの事情を会社法 339 条 2 項の

類推適用の基礎とし、本判決のアプローチを基本的に支持する。

他方で、同見解は、当該取締役の不再任に正当理由があるときは、同規定の射程が及ばないとする本判決のアプローチに対して、「問題とされるべきは、改めて定款を変更し現任取締役を当初の任期満了前に退任させる結果を招来することの合理的理由の有無であるはずである。」⁽¹³⁾と指摘する。

筆者も、解任に正当な理由がなく、単なる取締役間の意見の対立を背景に、通常の解任では会社法 339 条 2 項により法的補償を要するため、専らこれを回避する目的で取締役の任期にかかる定款変更により退任処理がなされるような脱法的事案に限り会社法 339 条 2 項を類推適用する考え方は妥当であるとする。ただし、類推適用の基礎となる事情については、正当な理由についての解釈と併せて精査しなければならないと考える。法的補償を不要とする正当な理由が認められる場合に 339 条 2 項の類推適用を認める実益はないからである。

つまり、339 条 2 項の類推適用を認めるのは、次の要件を満たす場合と解すべきである。(i) 取締役就任時に取締役の地位の安定について合理的期待を生じる事情が認められること⁽¹⁴⁾、(ii) 取締役間に会社支配権を巡る争いが生じていること、(iii) 多数派の取締役らのみで取締役解任決議を成立させる議決権を有していること、(iv) 任期を短縮する定款変更を行う合理的理由が存在しないか、解任に正当な理由のない対立取締役を退任させることが主要な目的であると認められること⁽¹⁵⁾。

本件事案においては、(i) は上述の見解が挙げる①、②によりみだされる、(ii) は同様に③、④によりみだされる、(iii) については、本件定款変更当時の株主構成は、D が 600 株、B が 600 株、X が併せて 400 株であり、故 A の妻 D の保有する 600 株は実質的に子の B が支配していたと言えることから、B は実質的に Y 社の総株主の議決権の 4 分の 3 を支配していたと認められる。よって、少なくとも B が X を通常の手続により解任することは可能であったと言える。

残る (iv) についてはどうか。本判決は、X を再任しないことに正当な理由がないと結論づけているが、何をもって正当な理由とするのか、

任期途中で解任された取締役の損害賠償請求権について

その意義を明示していない。⁽¹⁶⁾

そもそも会社法は任期満了後に再任されるという期待を法的に保護するものではない以上、再任しないことに正当な理由が必要とされるものでは原則としてないはずである。会社法 339 条 2 項の類推適用により法的補償を要するか否かが問題となる事実上の解任にあたる場合に検討されるべきは、上記引用した見解のように、「当初の任期満了前に退任させる結果を生じるような定款変更を行うことの合理的理由の有無」というべきである。この意味における正当な理由としては、事実上の解任ととらえる観点からは、取締役の解任における正当理由の解釈を基礎としつつ、定款変更を行う合理的理由をも考慮すべきである。結果的に現任取締役の退任という結果を生じるとしても、当該定款変更を行うことに合理的な理由⁽¹⁷⁾があり、それが定款変更の主たる目的であると認められるような場合には、会社法 339 条 2 項の類推適用を認めるべきではないと解する。

本件において、Y 社は、X らを再任しない正当理由として、「Y 社の取締役全員が親族関係にあり、取締役会が形骸化していたため、その活性化を図り、経営体質を強化して、経営環境の急激な変化に対応する必要があった」という点を挙げている。確かに、株式が分散所有されている公開会社において、任期を 1 年に短縮し、事業年度毎に取締役が株主に信を問うということは、取締役会の活性化につながるであろう。しかしながら、本件 Y 社のような閉鎖的同族会社では、任期を 10 年から 1 年に短縮することが取締役会の活性化につながるとは考えにくい。また、親族ばかりが役員であることが取締役会の不活性をもたらすというのであれば、X らを解任して新たな取締役を選任すれば良く⁽¹⁸⁾、定款を変更して取締役の任期を短縮することの合理的根拠を主張していない。このことから、X らに解任の正当な理由があると認められない限り⁽¹⁹⁾、Y 社の主要な目的は、X らに対する法的補償を回避し、X らを事実上解任することにあつたとして、会社法 339 条 2 項を類推適用することが妥当であるといえる。

会社法 339 条 2 項の損害賠償責任の趣旨は、不法行為責任ではなく、判例・通説にしたがい、取締役を正当理由の有無を問わず株主総会の普通決

議でいつでも解任できることによる株主による監督権（ガバナンス）の保障と役員等の任期に対する期待の保障とのバランスを図るために設けられた、株式会社に故意・過失を要しない法定責任と解する⁽²⁰⁾。法定責任説の論者の中でも、正当理由の範囲については、とりわけ経営判断の失敗を正当理由に含めるか、という点で争いがある。基本的には、「本人の意思に反してまでも取締役たる資格を剥奪し、かつ任期満了まで取締役としての地位にあることに対する本人の期待をも無視するに足る客観的な事由⁽²¹⁾」が、ここにいう解任の正当な理由と解した上で、ただ一度の経営判断の失敗のみでは正当理由にあたりとまでは言えないであろうが、個別には任務懈怠責任（会社法 423 条 1 項）を追及するには至らない程度の経営判断の失敗がたびたび繰り返されるような場合は、著しい経営能力の欠如がみられるとして、解任の正当な理由にあたりと解するべきであろう。

本件では、Y 社が主張する正当理由のうち、当事者間に争いが無い事由も、社用車の私的使用等、取締役としての職務に直接関係のない事由であること、通勤手当の不正受領については、その期間や総額が明らかでなく取締役としての適格性を欠くというほどに悪質と認めることができないことを理由に取締役として再任しなかった正当な理由とは認められていない。

会社財産の私的使用が事実であり、業務上横領に相当するようなものであることが立証されていれば、上記解釈を前提とする正当理由が認められるであろうが、本件では、そこまでの立証がないため、正当理由なしと判断した本判決の結論は妥当である。

(3) 会社が賠償すべき額の算定について

では、会社法 339 条 2 項の類推適用を認めつつ、会社の要賠償額の算定について、X らの残存任期およそ 5 年 5 か月分の得べかりし利益ではなく、退任した日の翌日から 2 年間分とした本判決の結論は妥当であろうか。

この点に関して、「会社の要賠償額の算定期間がなぜ退任日から 2 年間に限定されるのか、その法的根拠が本判決では明らかにされていない⁽²²⁾。」

との批判がなされている。

会社法 339 条 2 項の趣旨を法定責任ととらえる判例・通説の立場を前提にすると、ここにいう損害賠償とは、「役員等が解任されなければ在任中及び任期満了時に得られた利益の額」であると解されている⁽²³⁾。そのため、この論理を素直に本件に当てはめると、Y 社が X らに賠償すべき額は、取締役退任の日の翌日である平成 23 年 1 月 21 日から本件定款変更前の当初の任期 10 年の満了する平成 28 年 6 月末日までの間の取締役報酬額ということになりそうである。

また、非公開会社が定款上取締役の任期を会社法上の上限である 10 年まで伸長する場合は、経営者同士が当該定款規定を前提とした暗黙の株主間契約により相互の地位を保証し合うとともに、契約に違反した場合の賠償額の予定まで取り決めたに等しいと解されていることから、定款により取締役の任期が伸長されていることを、解任された取締役等が会社に対し請求することのできる損害賠償請求額の減額要素として考慮することは適切でないとされている、という解釈を踏まえて、本件においても、残存任期をもとに算定される退任取締役の得べかりし利益を賠償するものとされるべきであったと解する見解が主張されている⁽²⁴⁾。

しかしながら、創業者のワンマン経営であった中小企業が事業承継者により取締役会を活性化させガバナンス強化のため、それまでの名目的な取締役を排し、新たな経営体制を構築しようとすることは、今後も十分にありうると思われる。その場合に、株主総会決議による解任であれ、本件のような類推適用の場合であれ、残存任期期間中の報酬相当額という部分のみを固定的に解することは、現実的ではないのではないかと。

会社法 339 条 2 項の趣旨は、所有と経営・支配とが分離している現在の株式会社において、一方で株主の監督機能を確保し、他方で取締役の地位の安定をはかったものとされる⁽²⁵⁾。そうであれば、取締役の任期が定款により 10 年に伸長され、これを前提に取締役に就任した者であったとしても、その者を解任する際になされるべき法的補償も、この両者の調和の観点から考えなければならないであろう。すなわち、ここにいう損害賠償とは、

「取締役に対する株主の監督機能を確保しつつ、取締役の地位の安定を図る上で、社会通念上合理的であると認められる経済的な補償」であると解する。そして、社会通念上合理的な補償とは、標準的な（定款に任期についての定めをおいていない）株式会社における取締役の任期を超えること⁽²⁶⁾はないと解するべきである。

平成17年会社法以前の商法においては、取締役の任期は2年を超えることがなく、任期途中で正当理由なく解任された取締役の残存任期は必然的に2年未満であった。よって、解任されることなく任期満了を迎えていたとすれば得られたであろう利益として、残存任期期間の報酬相当額が社会通念上合理的であると認められてきたのではないかと。

これに対して、平成17年会社法は、取締役の任期について制限がなかった有限会社を株式会社に取り込んだ結果、取締役の地位が長期的に変動しないような会社でも、少なくとも2年の任期ごとに株主総会で再任されたという登記手続のコストが必要となることから、その負担軽減のために任期を10年まで伸長することを認め、10年に1度の登記手続で済むものとされた。つまり、そのような会社においては、任期途中で取締役が解任されるという事態を想定していなかったと考えられ、本件のような事態に際して、従来通り残存任期期間の報酬相当額が社会通念上合理的な法的補償といえるかどうかについて十分な検討がなされてはいなかったのではないかと。

本判決は、5年5か月以上もの長期間にわたって、会社の経営状況や取締役の職務内容に変化がまったくないとは考えがたく、取締役らが残存任期満了までの月額報酬を受領し続けることができたことと推認することは困難であるとして、残存任期満了までの報酬相当額ではなく、退任の翌日から2年分の報酬相当額に要賠償額を制限したが、その法的根拠は確かに明示されていない。しかしながら、会社法339条2項における損害賠償を上記のような趣旨から、「取締役に対する株主の監督機能を確保しつつ、取締役の地位の安定を図る上で、社会通念上合理的であると認められる経済的な補償」と解し、原則として、残存任期期間中の報酬相当額の補償がこれ

に当たると言えるが、取締役の任期が10年に伸長されている場合には、標準的な株式会社における取締役の任期である2年を超えない、という社会通念上合理的と認めうる範囲の経済的補償を認める趣旨での判決であるとするならば、具体的事案の解決としても、今後の中小企業における事業承継後の紛争に関する解決の指針としても妥当なものとして評価できる。本判決のこの部分の判示については、本事案に限っての事例判決にとらえるよりも、取締役の任期が10年に伸長されている非公開会社における任期途中で取締役の解任という会社法339条2項の通常の適用場面においても先例的意義を有するものと理解すべきではなかろうか。

(4) 本判決の射程について

最後に、本判決の射程が、取締役の任期短縮以外の定款変更により取締役退任の効果が生じる場合にも及ぶか、について検討する。

具体的には、① 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社ではない非公開会社の公開会社化（株式譲渡制限を廃止する旨の定款変更決議の成立（会社法332条7項3号）、② 監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社化する旨の定款変更決議の成立（同項1号）、③ 監査等委員会または指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款変更決議の成立（同項2号）である。

上述のように、これらはいずれも当該定款変更決議の成立によって取締役の「任期が満了した」とみなされるのであって、形式的には、任期途中で「解任」されるのではない。したがって、当然には会社法339条2項は類推適用されないというべきである。ただし、実質的に就任時に予定された任期の途中で退任の効果を生じさせるものであるため、類推適用の余地を一切認めないとする必要はないかも知れない⁽²⁷⁾。もっとも、本件のように取締役の任期を10年まで伸長している会社は、上記①～③の定款変更を行うことはできないので、対立する取締役を正当な理由なく解任しつつ、会社法339条2項による長期の経済的補償を回避する意図でこれらの定款変更が利用されることは現実的には考えにくい。

むしろ、本稿で論じたように、会社法 339 条 2 項の趣旨を、取締役に対する株主の監督機能を確保しつつ、取締役の地位の安定を図る上で、社会通念上合理的であると認められる経済的な補償であると解し、社会通念上合理的な補償とは、標準的な（定款に任期についての定めをおいていない）株式会社における取締役の任期（2 年）を超えることはない、と解すれば、本件のような脱法行為的な定款変更を行う必要がそもそもなくなるのではなからうか。その意味においては、本判決の意義は、会社法 339 条 2 項の類推適用を認めたことよりも、同条による損害賠償の期間を退任の翌日から 2 年間とした点にあるともいえよう。

注

- (5) 取締役の報酬の変更について、最判平成 4 年 12 月 18 日（判時 1459 号 153 頁、判タ 818 号 94 頁）参照。
- (6) 取締役の任期に関する定款変更の効果が在任中の取締役に適用されると解するのであれば、短縮のみならず伸長の場合も同様に解するのが自然であるが、伸長の場合には解任と同様の効果が生じるものではないことから、この理由付けは疑問である。
- (7) 平成 18 年 3 月 31 日付け法務省民商第 782 号法務局長・地方法務局長あて法務省民事局通達「会社法の施行に伴う商業登記事務の取扱いについて」（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji108.html>）。
- (8) 前掲（注 7）第 2 部・第 3 機関・3 取締役及び代表取締役（1）ウ任期（ウ）任期に係る定款の変更。
- (9) 前掲（注 1）判時 2274 号 114 頁「コメント」参照。
- (10) 再任しないことに正当な理由が不要である、というよりも、単に他に適切な候補者が存在するから、というような理由でも正当な理由と言え、解任の正当理由に比べて正当な理由は相当に広く認められると言うべきかも知れない。
- (11) 中村前掲（注 1）69 頁。
- (12) 同上。
- (13) 同上 70 頁。
- (14) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 6 版〕』（有斐閣、2015 年）399 頁は、非公開会社において取締役の任期を定款により伸長している場合には、経営者同士が当該定款規定を前提とした株主間契約により相互の地位を保証し合うとともに、契約に違反した場合の賠償額の予定まで取り決めたに等しいと解して

任期途中で解任された取締役の損害賠償請求権について

いる。中村前掲（注1）69頁参照。

- (15) 任期短縮の定款変更に対立取締役の解任以外の正当な事業目的が認められ、こちらが主要な目的である場合は、解任の正当理由までは必要なく当該取締役を再任しない合理的な理由さえあれば、会社法339条2項の類推適用はされないというべきである。
- (16) 中村前掲（注1）70頁は、基本的には、取締役解任に係る正当理由の解釈を前提としていると解される、としている。
- (17) たとえば、非公開会社が公開会社化の準備段階として取締役の任期を公開会社で許される範囲に短縮しようとする等が考えられる。
- (18) 本判決は、新たに親族以外の者を取締役として追加で選任すれば良いと指摘するが、取締役の員数を単純に増やすのはY社の規模に照らすと現実的ではないのではないのか。
- (19) 解任の正当理由がある場合は、株主総会決議において当該取締役を任期途中で解任しても、会社は、会社法339条2項による損害賠償の義務を負わない以上、任期短縮の定款変更決議により取締役を退任させ、再任しなかったとしても、会社法339条2項の類推適用する実益はない。よって、会社が当該取締役に解任を正当とする理由についての立証ができない場合に限り、会社法339条2項の類推適用を認めるべきである。
- (20) 「会社法判例百選(第2版)」(有斐閣 2011年)46事件(96-97頁)近藤光男解説、中村前掲（注1）70頁参照。
- (21) 最判昭和57年1月21日判時1037号129頁（LEX/DB27412089）。
- (22) 中村前掲（注1）68頁。
- (23) 同上 71頁上段。
- (24) 同上 71頁中段から下段。江頭前掲（注14）399頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール第7巻』（商事法務、2013年）533頁（加藤貴仁）。
- (25) 近藤前掲（注20）96頁。
- (26) 任期が10年に伸長されているからといって、10年分の役員報酬が最低限補償されることまでの期待を法的に保護するのは株主の監督機能とのバランスから考えて妥当ではないが、少なくとも標準的な取締役の任期に相当する期間の経済的補償は、取締役の地位の安定の観点から社会通念上相当と言えるのではないのか。2年間を超えて10年の任期満了まで解任の正当な理由が生じることも、会社の経営状況の変化による報酬額の変動が生じることもないということは現実には考えにくく、2年間を上限とするのが社会通念上相当と考える。
- (27) 中村前掲（注1）72頁上段は、「多数派株主側の主観的事情として、対立する取締役を退任させる意図が認定できるのであれば、本判決の考え方を及ぼしてもよいといえるのではなからうか。」としている。もっとも、本文で

指摘したように、会社法 332 条 7 項各号の定款変更は、取締役の任期を延長している会社では行えない以上、普通決議で多数派株主が解任しても会社法 339 条 2 項で賠償が必要となる残存任期中の報酬相当額は過大になるわけではなく、敢えて特別決議を要するこれら定款変更を行うことは通常考えにくいのではないかと。